

## 仕 様 書

## 1. 件名

タクシー利用契約

## 2. 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 3. 契約単価

関東運輸局長認可運賃及び料金

## 4. 受注にあたっての条件

- ・ 関東運輸局長から一般乗用旅客自動車運送事業の経営許可並びに運賃及び料金の認可を受け、営業区域が「特別区、武蔵野市及び三鷹市」又は「八王子市、日野市、多摩市、稲城市及び町田市」であること。
- ・ 24時間配車可能なこと。
- ・ 料金後払いチケットが使用できること。
- ・ 本利用契約に係る事務手数料（受託手数料、年会費等）がかからないこと。
- ・ タクシーチケットは受注者の負担において作成すること。
- ・ 当機構から料金後払いタクシーチケットの請求があった際に必要な数量を10営業日以内（請求日含む）に納入可能なこと。
- ・ タクシーチケットには以下の内容を記載するものとする。
  - ア 乗車区域「特別区、武蔵野市及び三鷹市」又は「八王子市、日野市、多摩市、稲城市及び町田市」
  - イ 使用期限（令和8年3月31日）

## 5. 契約内容

- ・ 当機構が配車を申し込んだときは、受注者は指定した台数、時間及び場所にタクシーを配車する。
- ・ タクシーを使用し下車する際、利用者が乗車券に乗車走行料金、高速道路通行料金、有料道路通行料金及び有料駐車場料金等を正確に記入し、受注者の乗務員に手渡す方法によりタクシーを利用する。
- ・ 前項に定める乗車走行料金について乗車券に記入する金額は、車両に備え付けの料金メーターに表示された金額とする。
- ・ 受注者は利用者が使用した乗車券の利用枚数を月の末日で締め切り、乗車券に記載の金額を集計し乗車券及び当機構各部局単位の請求明細書を添付して、当機構に提出する。
- ・ その他、本仕様書に記載されていない事項については、契約書及び当機構と受注者との協議により実施することとする。

## 6. 料金後払いチケットの納入場所

独立行政法人国立高等専門学校機構本部財務課契約係